令和８年（フ）第５７３２号
東京都江戸川区松島２丁目19―22　第３服部マンション206
債務者　金塚　　守
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４３号
東京都世田谷区三宿１丁目27―１―102
債務者　津金　春久
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９４号
東京都荒川区町屋７丁目14―７
債務者　小原　順子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０３号
東京都葛飾区東堀切２丁目12―２―105、住民票上の住所東京都葛飾区青戸３丁目３―４―207
債務者　新井　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０４号
東京都江戸川区西葛西７丁目29―16―501
債務者　高坂　　直
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３２号
東京都中野区本町４丁目13―３　第２荘202
債務者　酒巻　信二
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８５号
大阪市西成区千本中２丁目９番９号
債務者　萩原　　力
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４３号
大阪府箕面市西宿２丁目19番１―408号
債務者　橘　　佳奈（旧姓立花・平峯）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９９８号
大阪府枚方市北中振２丁目３番36―205号
債務者　福本　瑠香
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１３号
大阪府豊中市曽根南町２丁目15番22号
債務者　小林　莉緒
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８３１号
東京都西東京市芝久保町１丁目14―１―504
債務者　小山内美代子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和８年（フ）第２５３号
栃木県宇都宮市平松本町1218番８号　クラティオ705
破産者　ＭＯＺ株式会社
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５４号
埼玉県さいたま市南区大谷口5435番地　２棟508号、前住所栃木県宇都宮市平松本町1218番地８　クラティオ705
破産者　石塚　友二
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３００号
栃木県小山市犬塚７丁目17番地13、前住所茨城県古河市尾崎4783番地７
破産者　成田　隼人
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４２８号
千葉市若葉区みつわ台２丁目15番４号　県住201号
破産者　西村　昌泰
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０５号
千葉県船橋市海神３丁目５番６－２号
破産者　本間　龍也
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係